

4. 運営推進会議・自己評価及び外部評価について

運営推進会議

地域密着型サービス事業所は、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスの質の確保を図ることを目的とし、提供しているサービス内容等を明らかにするため、「運営推進会議」を設置及び開催しなければなりません。

▶ 詳細はこちらを確認してください。



1 構成員

- 利用者、利用者の家族
- 地域住民の代表者
民生委員や町内会役員、老人クラブの代表者等
- 地域包括支援センターまたは市町職員
事業所が所在する市町の地域包括支援センター職員や市町介護保険担当課職員
- サービスに対して知見を有する者
他法人の介護事業所の管理者、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方等

2 主な議題（例）

- サービスの提供状況や定例行事の実施報告
- 利用者の構成
利用者数、年齢、要介護度等
- 事故・ヒヤリハット報告
- 非常災害対策の取組み
避難訓練の実施報告等
- 地域連携の取組み
地域行事への参加、ボランティアの受入れ等

3 開催頻度

サービス種別	頻度
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型通所介護 ● (介護予防) 認知症対応型通所介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<p>おおむね 6か月に1回以上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ● 看護小規模多機能型居宅介護 ● (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>おおむね 2か月に1回以上</p>

※ 同一の日常生活圏域内に所在し、個人情報保護が可能な場合、他の事業所と合同で開催することも可能。

※ 合同で開催する場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

4 会議の公表・報告

運営推進会議の開催後は、会議記録を作成し公表するとともに、知多北部広域連合及び事業所の所在する介護保険担当課への報告が必要です。

なお、他事業所と合同で開催した場合においても、事業所ごとに報告をしてください。



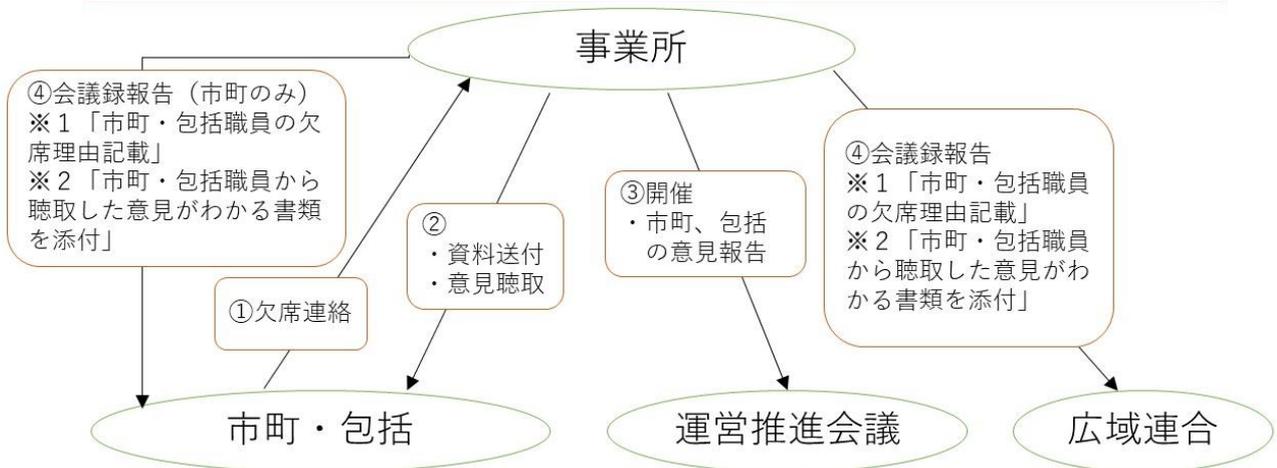
5 会議の開催方法

運営推進会議の開催は対面（テレビ電話装置等を活用したオンラインによる開催も可（※））で行ってください。

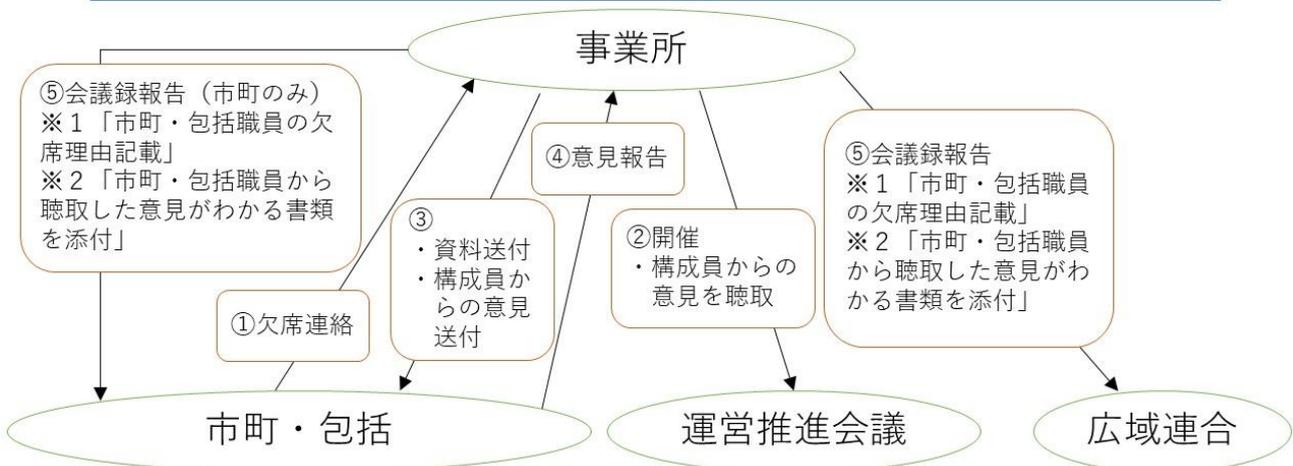
なお、地域包括支援センターまたは市町職員が、やむを得ない事情により欠席した場合は、以下の手順どおり進めることで出席したこととみなします。

※ 利用者又はその家族からあらかじめ同意を得ることが必要。

事前に市町又は高齢者相談支援センター職員から欠席連絡があった場合



運営推進会議**当日**に市町又は高齢者相談支援センター職員から欠席連絡があった場合



自己評価及び外部評価

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所は、サービスの改善及び質の向上を目的として、少なくとも1年に1回以上、自己評価を行うとともに、第三者による評価（外部評価）を受けなければなりません。

1 評価の流れ

小規模多機能型居宅介護

自己評価

- ①全ての従業者がサービス内容について振り返りを行う
- ②結果を相互に確認し、課題解決や質の向上に向けて必要な取組みについて話し合う

外部評価

- ①運営推進会議において、自己評価結果に基づき、サービス内容や課題について共有を図る
- ②第三者の観点から評価を受ける

認知症対応型共同生活介護

自己評価

- ①愛知県の定める項目について、管理者と従業者が協議して自己評価を実施

外部評価

- ①愛知県の指定する評価機関に申込み（※）
- ②第三者の観点から評価を受ける

運営推進会議において評価を受けることも可能です。

ただし、この場合は他事業所との合同開催は認められず、

①地域包括支援センターまたは行政職員 ②知見を有する者 の参加が必要です。

2 結果の公表及び報告

評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、事業所内に掲示する等により公表しなければなりません。また、併せて知多北部広域連合へ評価結果を提出してください。